



かしわ 水道

18.12.1(金)
第40号
(発行部数137,000部)
だより

発行・編集 / 柏市水道部 年2回(6月・12月)発行 〒277-0025 柏市千代田一丁目2-32 ☎7166-2191

水道メロ
(18.11.1現在)

- 人口 384,763人
- 世帯数 147,005世帯
- 給水戸数 145,427戸

平成17年度決算報告

水道部では、安定的で健全な経営をすすめるため、経費の節減を図り、効率的な運営に努めた結果、平成17年度も利益を計上することができました。これからも水道水の安定供給を目指して経営努力を続けていきます。

経営状況

平成17年度の経営状況は、収益的収支では、営業利益と営業外収益を合わせた総収益が約七十二億六千八百万円(うち給水収益約六十八億七千五百万円)、営業費用と営業外費用、特別損失を合わせた費用が六十六億八千四百万円、差引約五億八千四百万円の当年純利益を確保しました。

この不足については、内部留保資金などで補っています。今後とも、コスト削減など効率的な事業運営を行い、水道施設の充実を図るなど、約十六億八千万円の建設改良工事を実施しました。

設備整備

水道水の安定供給を目指して、石綿セメント管の布設替えや新規配水管の布設、水道施設の充実を図るなど、約十六億八千万円の建設改良工事を実施しました。今後とも引き続き老朽管の改良・施設整備に取り組みしていきます。

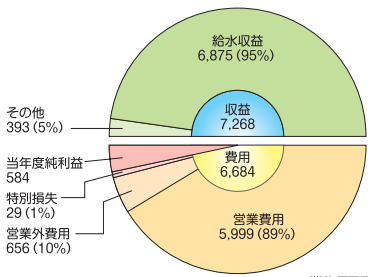


職員の手厚い支給状況については、柏市ホームページ「かしわシティネット」上に掲載しています。

収益的収支

(消費税及び地方消費税を含む)

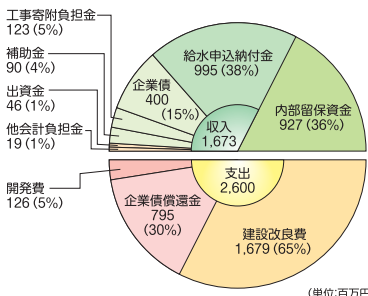
水道水を家庭に送るための費用とその財源を示します。



資本的収支

(消費税及び地方消費税を除く)

水道施設を整備、拡充するために必要な費用・財源を示します。



「水道事業ガイドライン」に基づく業務指標(平成17年度)を試算しました

水道事業ガイドラインは、厚生労働省が平成16年6月に発表し、「水道ビジョン」をもとに、水道事業を客観的に評価しサービスの向上に結びつけるため、平成17年1月に社団法人水道協会の規格として制定されたものです。水道事業ガイドラインに全部で137項目の業務指標が示されています。このうち「安心」「安定」「持続」「環境」「管理」「国際」の六つの「目標」に分類されています。

各指標は水道事業の現状を数値で示したものです。また、全項目の算出結果は水道部のホームページでご覧ください。

※主要な指標の算出結果や定義を裏面に掲載しています。

水道部では、毎年この業務指標を公表するとともに、事業経営に積極的に活用していきます。

お問い合わせ 総務課

給水人口	344,910人
給水戸数	141,990戸
年間給水量	39,314千m ³ (H18.3.31現在)

職員の給与の支給状況については、柏市ホームページ「かしわシティネット」上に掲載しています。

お問い合わせ 総務課

引越のときは
忘れずに!
水道給水契約・中止等の届け出



水道を使用・中止しようとするときは、その3日前までに次の届け出を行ってください。①～③の届け出は、電話で申し出ることできます。

- ①新たに水道を使用するとき
＝水道給水契約申込書
- ②水道の使用を中止するとき
＝水道給水中止届
- ③水道使用名義が変わるとき
＝水道給水使用者名義変更届
- ④水道の所有者が市内に居住していないとき
＝代理人選任届

なお、水道に関する問い合わせや届け出の際には、水道番号(玄関口などに貼られているプレートやシール、又は検針票に表示)をお知らせください。お問い合わせ 給水課

悪質な訪問販売等にご用心!!

水道部職員を装ったり、水道部から依頼されたような口ぶりや、高額な浄水器の販売や工事契約を結ぶという、悪質な訪問販売が市内各地で発生しています。その手口は、水質検査等を行い、「このまま放置すると健康を害する恐れがある」と心理的な不安をおおる巧妙なものです。水道部では、浄水器などの水道機器の販売は一切行っておりません。少しでも不安を感じたときには、身分証明書の提示を求めると、水道部職員であるかの確認を行ってください。なお、不審に思ったときは、水道部までご連絡ください。

お問い合わせ 総務課



かしわ水道だよりに広告を載せてみませんか?
掲載する企業広告を募集しています。スペースは右の広告欄と同じ大きさです。(有料)
詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ 総務課

水まわり 困った時は
24時間 安心対応
柏市管工事協同組合 〒277-0872
修理センター 柏市十倉二254-518
TEL 04-7146-9900・7147-3257

水道料金の
お支払いは
便利な
口座振替
でお申し込みは金融機関の窓口で
口座振替は、皆さんの預金口座から自動的に水道料金が引き落とされる便利な制度です。口座振替するとわずらわしさがなくなり、ついすっかり納期を忘れた、ということもなくなります。
お申し込みは、通帳、印鑑(届出印)、検針票、又は水道番号のわかるものをご持参のうえ、取引金融機関の窓口で手続きをお願いします。
なお、振替日は2か月に一度、検針月の翌月の10日です。お問い合わせ 給水課



